



あなたの  
り災証明で  
使える制度を  
表でチェック

# 被災者支援カード(うら)

2023年5月6日 版



最新のカードの  
ダウンロード

  : 原則災害救助法の適用必要   
   : 被災者生活再建支援法の適用必要  
  : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金			その他の支援							
	ボランテニア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他			
一部損壊 (床下浸水も)	困りごととは遠慮なく相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3 万円																		
準半壊				70.6 万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4								△ ※6							
半壊				全壊も修理ならOK												最大 350 万円	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は左下のQRコードから	
中規模 半壊									建設購入 100万円 修理 50万円 民間賃借 25万円													
大規模 半壊					50 万円				建設・購入 200万円													
半壊など +建物解体				70.6 万円	利用可 ※2	利用可	利用可 ※4		修理 100万円													
全壊								100 万円	民間賃借 50万円													
(長期避難 世帯)※1																						

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



内閣府防災のHP

